

特別養護老人ホーム大門園 介護安全管理指針

令和3年9月1日

1. 施設における介護事故の防止に関する基本的な考え方

当施設では、利用者の尊厳・安全を第一に考え、利用者が安心でき、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

介護事故発生防止等に取り組むにあたって「身体拘束・介護安全委員会」を設置します。

・委員会設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止するために記録を分析し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。また発生した介護事故に対しても最善の処置、対応を行います。

・委員会の構成員

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・SS担当
- ・看護職員
- ・介護職員(特養 DS HH)

なお、介護安全対策担当者は当委員会の委員長とします。

・委員会の開催

定期的に1ヶ月1回開催します。その他必要な場合は随時開催します。

・委員会の役割

- 1) ヒヤリ・ハット、介護事故記録の分析・対策の検討
- 2) 対策の周知徹底

その他、介護職員会議・看護職員会議・特養会議においても必要な場合、介護事故防止について検討します。

3. 介護事故防止のための職員教育・研修に関する基本指針

介護事故発生防止等に取り組むにあたって、身体拘束・介護安全委員会を中心として、職員への研修を定期的に(年2回以上)行います。

利用者に関わるすべての職員に対して、利用者の尊厳・安全を第1に考え、介護事故防止に向けて、職員の教育を行います。

4. 介護事故の報告方法及び、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方

策

・情報収集

情報をケース記録等より収集します。

・事故要因の分析

情報収集したものに対してその場で分析・対応できるものに関しては対策を記載し、その場で分析・対応できないものに関しては介護安全委員会及び施設内の他組織において分析・対応します。

・対応策の周知徹底

分析によって導き出された対応策については、身体拘束・介護安全委員会が中心となり、関係職員に周知徹底を図ります。

5. 介護事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、下記のとおり速やかに対応します。

・当該利用者への対応

介護事故が発生した場合は、当該利用者の状況を判断し、安全確保を最優先として行動します。

状況により医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。
必要な場合は、関係部署・家族・市町等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。
*必要な場合とは、①転倒、転落(怪我の有無に関わらず) ②誤薬(人体への影響に関わらず) ③介護事故によって物損事故が生じた場合 ④介護事故によって怪我等人体に影響がでた場合 を指します。

・事故状況の把握

介護事故の状況を把握するため、関係職員は「ケース記録」で速やかに報告します。

・損害賠償

介護事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険にて対応します。

6. リスクマネジメント指針の閲覧について

この指針は、いつでも自由に閲覧することができます。PC内「身体拘束・介護安全委員会」に電子管理してあります。